(経済産業省)

制度	名	避難解除区域に係る特例措置(当該区域へ復帰する事業者を支援する ための、機械等の特別償却等)の避難指示解除準備区域への拡大	
税	目	所得税・法人税 (東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する 法律 第十条の二の二、第十条の三の二、第十七条の二の二、 第十七条の三の二、第二十五条の二の二、第二十五条の三の二)	
要	・ステップ2の完了により、原子力発電所の安全性が確認されたことから、平成24年4月1日以降順次、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示区域の見直しが行われ、新たに避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域が設定されることとなった。		
望	・このうち、避難指示解除準備区域は、年間積算線量 20 ミリシーベルト以下となることが変更である。		
o o	なることが確実であることが確認された地域で、当面、避難指示が継続されることとなるが、除染等を迅速に行い、一日も早い住民の帰還を目指す地域である。また、住民の一時帰宅(ただし、宿泊は禁止)や、製造業や営農の再開等を柔軟に認めることとしている。		
内			
容	・これらを踏まえ、当該地域における事業活動の再開促進を通じた地域産業の再生を実現するため、現在、避難解除区域に適用されている特例措置を避難 指示解除準備区域等にも適用。		
		平年度の減収見込額 - 百万円 (制度自体の減収額) ( - 百万円)	

新 (1) 政策目的 設 現行制度では、特例措置の適用は「避難解除区域」に限定され、原則、事 業活動に制限のない「避難指示解除準備区域」と、一定の条件を満たせば特 例的に事業活動が認められる「居住制限区域」の両者は、課税の特例が適用 拡 されない。 充 一方、避難指示区域の見直しに伴い、今後、避難指示解除準備区域等に、 又 税制の特例措置を適用し、当該区域の事業再開による地域雇用の確保等を強 力に推進することが必要。特に、「避難指示解除準備区域」は、年間積算線 は 量 20 ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域で、 延 当面、避難指示が継続されることとなるが、除染等を迅速に行い、一日も早 툱 い住民の帰還を目指す地域である。また、住民の一時帰宅(ただし、宿泊は を 禁止)や、製造業や営農の再開等を柔軟に認めることとしている。したがっ て、当該区域に税制の特例措置を適用することによって、当該区域への帰還 必 を支援することとしたい。 要 لح (2) 施策の必要性 す 上記の通り、避難指示区域の見直しを踏まえ、税制の特例措置を避難指示 る 解除準備区域等に適用し、当該区域への帰還を促進することが必要。また、 理 現に当該区域に帰還している事業者 (平成 24 年 7 月末時点で約 20 事業所を 確認)を支援することが必要。 由 今 政策体系 における 1. 経済成長 回 政策目的の 位置付け の 「避難指示解除準備区域」等における 政策の ①震災前から当該地域で活動していた事業所の事業再開 要 達成目標 ②震災前から当該地域で活動していた事業所の雇用者数回復 望 和税特別措 合 12 置の適用又 玾 は延長期間 関 性 連 同上の期間 す 中の達成 目 標 る 事 政策目標の

達成状況

項

		TT 40 -	
	有	要 望 の 措 置 の 適用見込み	_
	効性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	平成 24 年 7 月末現在、約 20 の事業所が避難指示解除準備区域内で、7 事業所が居住制限区域内で事業を再開している。特例措置を当該区域に適用することにより、当該事業者を支援するとともに、未帰還事業者の当該区域への帰還を促す効果が期待できる。
_		当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	が期待できる。 固定資産税等についての特例措置 ・避難対象区域:課税を免除(平成25年度以降当分の間) ・避難解除区域:税額を1/2減額(課税免除の対象外となって から原則3年度分。平成25年度以後当分の間、各年度にお いて新たに課税免除の対象外となる区域に係る措置とする)
	相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	_
	当 性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	_
		要望の措置 の 妥 当 性	平成 24 年 7 月末現在、約 20 の事業所が避難指示解除準備区域内で、7 事業所が居住制限区域内で事業を再開している。避難指示解除準備区域では、事業再開が原則自由に認められ、また、居住制限区域でも、市町村長に認められれば事業再開が可能であることから、避難解除区域と同等の税制上の取扱いをすることが妥当と考えられる。
	これまでの租	租税特別 措 置 の 適用実績	
に関連する事項	税特別措置の適	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果		前回要望時 の達成目標	_

これまでの		平成 24 年 避難解除区域における特別償却又は税額控除制度の
要 望 経 緯		創設
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	_